破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６５８号
埼玉県幸手市栄２番14―302号
債務者　大澤　武顯
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
埼玉県川口市北園町42番27号
債務者　松谷はるみ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８２号
埼玉県桶川市大字川田谷889番地の２
債務者　若狭　靖子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２２号
さいたま市見沼区深作５丁目114番地２
債務者　横木　正信
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
さいたま市見沼区東大宮５丁目24番地３　ルネ東大宮509
債務者　石谷　清一
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
埼玉県川口市芝塚原１丁目12番４号　第３中村荘１Ｆ２号
債務者　湯浅裕美子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８２号
埼玉県戸田市本町２丁目14番34号　むつみ荘106号室
債務者　湯田　幸代
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８００号
さいたま市南区南浦和３丁目３番17号　豊曜ビル505
債務者　加藤　正勝
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０１号
さいたま市南区南浦和３丁目３番17号　豊曜ビル505
債務者　加藤　征子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８５８号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目577番地16　ベルメゾン櫛引302号
債務者　川島まゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８９３号
さいたま市大宮区三橋１丁目850番地１　大宮三橋団地４―106
債務者　山口　光博
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９１２号
埼玉県上尾市谷津１丁目４番14号
債務者　濱田　夕子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９２１号
さいたま市浦和区常盤３丁目13番11号　グレイダル常盤201
債務者　深澤　方子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９２５号
埼玉県朝霞市浜崎４丁目６番１号
債務者　齋藤安紀子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９４１号
埼玉県加須市花崎２丁目34番地10　フローレンス中山Ⅲ―201
債務者　大塚　俊儀
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９６号
埼玉県北本市東間２丁目306番地３　第２ファミールハイツ201
債務者　細谷　広是
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
千葉県香取郡東庄町笹川い5630番地284
債務者　後藤沙江子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
千葉地方裁判所佐原支部